

2020年6月議会 一般質問

2020・6・26 山村さちほ議員の質問

*議会の音声資料から作成したもので公式の会議録ではありません

日本共産党奈良県会議員団



山村幸穂議員　新型コロナウイルスによって、日本経済は、戦後最悪の危機に直面し、国民の暮らしと雇用は大きく脅かされています。安倍政権の対応が、あまりにも遅く、実態に即していなかったことから、怒りの声が沸き起こりました。

「自粛と補償は一体で」という声が大きくひろがり、多種多様な業種の事業者、文化・芸術関係者、フリーランスなど、幅広い人たちが声を上げ、立ち上がりました。

医療関係者は、政府の医療への財政支援があまりにも小さいと改善を求め、若者も、学費減免などの支援を求め、運動に取り組んでいます。

国民の声が政治を動かしています。

同時に、コロナ後の社会がどうあるべきか、問い直す声も出されています。これまでの、新自由主義的な考えの下、すべてを市場原理に任せて、利潤第一、経済的利益最優先で、公共の仕事を縮小する行財政改革や民営化、東京一極集中で地方を置き去りにする政治は、破綻が明らかです。

公衆衛生や医療・介護、交通、物流、食品小売業、農業、教育や文化の仕事の重要性が改めて、明確になりました。いまこそ「住民の福祉の向上」という地方自治体の役割と姿勢が問われています。

私たち県議団は、地域の商店、中小企業、旅館や観光業関係者、障がい者福祉や介護施設、医療機関、保健所、芸術家の方々、県立学校など、さまざまな分野の皆さんと懇談して、実情や切実な要望をお聞きし、県へも、4次にわたって要望をさせていただきました。

コロナウイルスから、県民の命を守り、暮らしと営業を守るために、どのように取り組んでいくのか、いくつか、質問します。

1. 新型コロナ禍での、今後の県政運営について

山村幸穂議員 はじめに、今後の県政運営について、知事にうかがいます。

コロナ後の社会を見据えて、今後の県政運営についても、見直しが必要ではないでしょうか

昨年10月の消費税の増税が景気を押し下げ中、新型コロナウイルス感染症が、県経済に打撃を与えています。このことにより、非正規雇用を中心とした県民の生活に大きな影響が生じています。

総務省が発表した4月の労働力調査によると、非正規雇用の労働者は、前年同月比で97万人減少していて、比較可能な2014年以降で最大の減少です。もともと、不安定で低賃金の苦しい生活が、立ちゆかなくなります。このうち女性は、71万人。県でも、最も暮らしが困窮している非正規雇用のシングルマザーの実態が以前から報告されていますが、さらなる困難が襲っているのです。県としても、親身で、継続しての支援が必要です。

困窮する県民の暮らしを守り、子育てを応援する事業など、生活に欠かせないことは、着実に実施して、今後、さらに補正予算で必要な拡充をしていくことも、重要と考えます。今年度予算化したものでも、不要不急の事業や見直すべきものは見なおすことも必要ではないでしょうか。

しかも、本県においては自主財源がもともと厳しいなかで、今後、県税収入などの減収が見込まれますので、財政運営についても、ますますやりくりが難しくなることが予想されます。

私たちは、リニア新幹線誘致やリニア新線の開発のための調査、京奈和自動車道の地下トンネル、平城宮跡国営公園の体験館の建設などは、いったん立ち止まり再考することを提案します。

そこで質問いたします。

今回のコロナウイルス感染拡大により、生活困窮者等をはじめとする県民の生活に大きな影響が生じています。このような状況のもと、不要不急の事業やプロジェクトを見直し、県民生活の支援に集中的に取り組むなどの対策が必要であると考えますが、今後の県政運営について、どのように、お考えでしょうか？

荒井正吾知事答弁 県政のめざすべき姿をこれまで、地域の自立を図り、くらしやすい奈良をつくるというふうにしております。その実現のために全力で取り組んでいます。今回の新型コロナウイルスの拡大を踏まえて見直しますと、大阪などの大都市に依存してきた本県の経済社会の現状を見直し、地域の自立が求められていると改めて感じるところでございます。

本県では本年2月にもっとよくなる奈良をめざして、奈良県政の発展と目標の道筋につままして、新都づくり戦略2020をとりまとめました。県経済の好循環を促す取り組みや地域の魅力を向上させる未来への必要な投資など、都づくり戦略に盛り込まれた施策は着実に実行することこそが、地域の自立につながり、コロナ感染時代の抵抗力をつけるものと、改めて思います。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民の方々の社会活動や県内の経済活動に大きな影響が出ているわけでございます。このため、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部において、毎週とりまとめをおこない、方針を公表しておりますが、対処方針にもとづき、感染拡大防止と社会活動正常化、経済活動活性化の両立のために必要な経費について、今議会に補正予算案を提出させていただいております。その中には生活が困難な方や子育てへの支援についても、その必要性を十分に踏まえ計上しているところでございます。

今後も第2波への備えなど新型コロナウイルス感染症の拡大に細心の注意を払いながら、新都づくり戦略2020を土台に知恵と工夫をこらして、県政各分野の戦略を積極果敢に実行して、自立する奈良をめざしていきたいと思っております。

検査体制の強化についてのご質問がございました。先般の代表質問でもお答え申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには感染者を早期に発見し、早期の隔離につなげることが重要だと、改めて思っております。そのためPCR検査の対象の拡大と検査能力の拡充に取り組んでいきたいと思っております。

検査対象の拡大とその強化でございますが、検体採取と判定の2つの能力を高める必要があると思います。まず、検体採取につきましては県総合医療センター他県内2病院でのドライブスルー検査の導入がされました。また、西和医療センターでは県立医科大学とダイワハウスが共同で開設いたしました、日本でも最初のプレハブ型感染症外来ユニットを活用して、発熱外来クリニックを開設いたしました。これらにより、1日最大142件の検体採取が可能となっております。今般、市町村や地区医師会などが設置運営するドライブスルー方式での発熱外来クリニックに対する支援や病院・診療所に発熱外来認定制度を積極的に活用していただくことで、県民の方が身近なところで診察・検査をうけていただくことができるよう体制を強化してまいりつもりでございます。

また、判定につきましては県保健研究センターの体制強化などにより、1日最大215件の検査について判定できる体制となっております。今後さらに検体の集件数が増えた場合には、医療機関、民間の検査機関の活用により対応できると考えております。

山村幸穂議員 今後の県政運営につきまして知事は、新都づくり、これはすぐれた計画であるので見直すところはないというお答えであったように思います。私としたり、県民の思いとはずいぶんかけ離れているなというふうに感じています。

コロナ後の社会がどうあるべきかということが問われている中で、大企業の儲けのために大型の公共事業を最優先にやる政治ではなく、やはり地域の人たちに軸足をのた、そうした施策を重要視していくということが今後は求められていると感じています。そういう点で、ちょっと違っているなというふうに感じております。

2. 医療体制や感染防止対策について

山村幸穂議員 医療体制や感染防止対策について、知事に伺います。

東京都などでは新型コロナウイルス感染症の市中感染ははまだ続いており、再び、緊急事態宣言とならないように、第2波へのしっかりとした備えが必要です。

県は、症状がない人でも、医療機関・介護施設・保育所の職員などで感染の危険があると認められる場合に、医師の判断で広くPCR検査を実施するとの方針ですが、このことは、全国での医療機関や福祉施設でのクラスター感染防止の教訓にのっとった、重要な前進だとおもいます。

厚労省によると、奈良県の流行ピーク時の患者数は、一日当たり外来約4600人・入院約2600人との予測です。

そこで、知事に伺います。

感染拡大を防ぐための積極的なPCR検査を着実に実施できるよう、検査体制の思い切った強化と、地域の発熱外来のさらなる増加が必要と思いますが、どのようにされるのでしょうか。

政府は、全国の保健所を1990年の850か所から、2019年には472か所に減らし、職員定数は7000人減少するなどの機能縮小を進めてきました。奈良県でも、保健所職員数は、2000年の264人から、2019年122人と、約46%の減少です。保健研究センターも縮小されるなど、感染症対策や、公衆衛生が軽視されてきました。

実際に、保健所でお話を伺いましたが、かかってくる電話の対応だけでも、手にあふれる。人手がない中、他の業務をストップして総力で対応にあたり、睡眠も削っての懸命の対応をされていました。

そこで、知事に伺います。

保健所の職員数の削減が行き過ぎていたと思います。保健所の職員数の現状について、どうお考えですか。また、いつ、第2波の感染が蔓延するかわからない中で、今のうちに、保健所や保健研究センターの体制を強化する必要があります。どのように対応されるのでしょうか？

また、第2波の感染予防のために、地域の医療を守らなくてはなりません。

県内のある病院は、感染の恐れから受診を控える方が多く、検査や手術も延期するなど、患者数が激減して大きな減収となっています。しかし、発熱を訴える患者さんを診察する特別の外來を開設しているため、それに必要な職員体制や、発熱者を PCR 検査結果がわかるまで受け入れるための隔離病室の整備など、多額の費用が掛かっているとのこと。それでも、懸命に命を守るために奮闘されています。

コロナ患者受け入れ病院では、一か月で億単位の減収となり、コロナ患者の入院を受け入れていない病院でも、数千万円の赤字であることが、報告されています。奈良県内の中堅病院でも、月5000万円減収と聞いています。(全日本病院協会の調査では、4月コロナ感染者受け入れ病院の78%、受け入れてない病院でも62%が赤字)

コロナ患者の受け入れの有無にかかわらず、役割を分担して地域の医療を守り、患者さんに寄り添って対応されている医療機関が、経営難で立ちいかなくなるようなことがあれば、医療崩壊の危険があります。国の責任で、すべての医療機関への財政的な支援が必要であると思いますが、国の第2次補正予算による地域の医療機関への財政支援策は、あまりにも規模が小さく、影響を受けているすべての医療機関に行き渡らないと、不安の声が出ています。

そこで、知事に伺います。地域の医療機関に対する財政的支援について、更なる増額を国に求めるとともに、県としても支援していくべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか？

荒井正吾知事答弁 保健所の職員数の現状とその強化についての所見ということでございます。県内の保健所の職員数について平成12年と31年を単純に比較して総数が減少しているというふうにおっしゃいました。総数のみをもって本県の感染症対策や公衆衛生が軽視されていたと指摘されれば、これはまったくあてはまらない、誤解を呼ぶご指摘だと思っております。

山村議員の観察で抜け落ちている事実がございます。まず、保健所の権限の委譲と効率化があったという事情でございます。平成14年に奈良市が中核市になりましたので、市みずから保健所を設置することができるようになりました。奈良市にありました奈良県保健所を委譲することになりました。12年当時、58人の体制で市内の保健所がありましたので、それを廃止することにいたしました。また、施設の効率化によって施設管理職員の減少を図っております。例えば、郡山保健所では単独庁舎から郡山総合庁舎にうつることができましたので、施設管理をおこなう職員が不要となりました。また、中和地域に置きましては葛城、桜井の両保健所を統合して橿原総合庁舎に移転しましたので、同じように施設管理の職員が不要となりました。保健所の業務の一部を保健研究センターや景観環境センターに移管いたしましたので、それまでの業務に従事している職員は移動いたしました。

これらの取組により、県の保健所職員の総数は減少しましたが、保健所業務において公衆衛生や感染症対策などに中心となっていたおりました人員に大幅な変動はございません。必要な人員が維持確保されているというふうに思っております。具体的には保健師につきましては平成12年には、奈良市域を除くと58人おられましたが、31年には54人になっております。4名が減少しておりますが、これは平成25年4月から未熟児の訪問指導などの母子保健事業に関する権限の一部が県から市町村に移譲されたことによるものでございます。また、薬剤師は12年の23人に対しまして31年には24人となっております。決して重要な業務を軽視して減ったわけでもございません。そのような事実を抜け落ちて言われますと、この議会で聞いておられる県民の皆様は誤解を呼ぶということ、大変、恐れています。民主主義の敵は誤解でございます。奈良テレビを見ておられます皆様に事実を申し述べさせていただくのは、議会の大きな機能でありますので、ありがたく申し述べさせていただきます。

このような中で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応について申し述べます。

県民の皆様からの相談、受診調整、入院調整、疫学調査など数字をはるかに上回る業務が発生し、現場職員には大変なご苦労をいただきました。平時の人員と非常時の人員については配置の仕方が、ずいぶん考え方が違うわけでございます。非常時でございますので、人員の強化を図ってまいりました。県では感染の疑いのある方の相談を担う帰国者接触者相談センターを本庁に設置いたしまして、補強をいたしました。また、事務職員等の兼務や応援派遣、新たな保健師、看護師の確保をおこなうなど、県庁総力戦という考えのもと、現場の業務負担の軽減を図りました。今後は引き続き、新型コロナウイルス感染症対応のための保健師の募集をおこないたいと思っておりますし、第2波発生の際には機動的に人的応援をおこなうなどの確かつ臨機応変に対応していきたいと思っております。また、PCR検査をになっております保健研究センターにつきましても、より多くの

検査が今後おこなえますように、今回の補正予算案におきまして、検査機器の増設や検査をおこなう職員の採用に関する経費を計上させていただいているところでございます。

検査体制の強化の中で、医療機関に対する財政支援をしていくべきではないかということでございます。

本県の新型コロナウイルス感染症第1波への医療提供体制につきましては、医療崩壊は幸いにもございませんでした。医療従事者はじめ、関係者の皆様の絶大な努力のおかげだと思っております。また、これまで万全の体制が維持されてきたことに対しまして感謝を申し上げます。

医療機関における多発感染クラスターも発生しないまま、推移しております。県ではこのような医療機関の取り組みを財政面から支援したいと思っております。国の第二次補正予算を最大限に活用して、人工呼吸器などの医療機器の整備やコロナ専用病床の確保、院内感染防止対策にかかる経費に対し、補助をおこなうため今議会に補正予算案を提案させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症と最前線でたたかう医療従事者の方々の勤務環境を良好なものとするため、宿泊費特殊勤務手当への支援や激励金、慰労金の支給をおこなうこととしております。さらに新型コロナウイルス感染症が医療機関の経営に与えた影響を把握するため、現在、県独自で医療機関へのアンケート調査を実施しております。今後、調査閣下の分析をおこない、資料に依拠して国への要望に活用するなど、医療機関の支援につなげてまいりたいと思っております。

山村幸穂議員 保健所のことですが、知事からは数だけでみているのではないかといわれました。確かに、数も現実、減少しております。しかし、私は誤解をうけるような質問、言い方だったかもしれませんが、それだけではなく、この間の保健所行政、公衆衛生行政という中で国の法律もかわってくるなか、地域保健法の改正などもあり、実は保健師さんが地域の全体を診断する、つまり住民の健康状態だけでなく、生活の状況や地域の実態、そのような全体を見て、他の部署と連携しながら公衆衛生行政を前進させていく重要な役割を果たしてきたということで、大事な職場だと思っております。

そういうところが発揮できないような仕組み、国の法律の改正で変えられてしまったというようなことですか、数が減ったり、知事がおっしゃったようないろいろな合理化がすすめられていくということになったのではないかと認識をしております。2010年の厚労省設置の新型インフルエンザ対策の総括会議の報告では、「さらに保健所や感染症対策の強化をしなくてはならない」と言われていたにもかかわらず、効率化を優先するという対応が続いてきたということが問題ではないかと思っております。この点を説明しておきたいと思っております。

医療機関の支援についてお伺いしたいと思っております。県では先ほど、知事の答弁で県内の医療機関対象に経営実態の調査もおこなっていただいているということで、大変良いことだと思っております。資料をみましたら、3000件以上にのぼるたくさんの診療所や病院なども含めて調査をされて、国に対して支援を要望するための資料にしたいということですから、職員の皆さんの努力に感謝をしたいと思っております。

こういうすぐれたことをやっただいただいているということで、どうしても生かしていただきたいと思っております。今度の補正予算では重点医療機関、協力医療機関への支援が盛り込まれております。これは県が認定されるということですが、どういうふうな考えなのか、伺いたいと思っております。

荒井正吾知事答弁 保健所の職員の数、総数で勝負するのはやめるとおっしゃったので、それはたいへん結構なことでございます。事実をまげちゃいけません。

保健師の業務の在り方について合理的かどうかというようにおっしゃったように思いますが、保健師は行政事務をやっておりますので、その間に保健師の担当業務が、県の業務と市の業務とわけてきて、どちらかという市町村に行く傾向があったと。私はあまり良い傾向ではないなと思っております。

市町村の保険業務が拡大する中で、市町村の保健師の確保がなかなか難しいという事情が発生しております。それを県がカバーするよというメッセージを市町村に出しております。例えば保健師の共同採用などでございます。

今度のコロナウイルスでは県の保健所の役目が甚大でございました。今度は非常時でございますので、非常時の動員というのは平常時の動員と違いますので、四苦八苦しながらやったということでございます。今後とも2波、3波は非常時の保健師確保、とくに県の保健師の確保が、先ほどの保健研究センターの充実も含めて極めて重要なポイントだと思いますので、心掛けていきたいと思っております。

医療機関に対する支援ということをおっしゃいまして、これも重要なことだと思います。医療機関はこの奈良においては、陽性者があるれるということはまったくなかったわけでございます。一時、確保病床数の7割ぐらいまで感染者の数がいったことがありますけれども、そこから病床数を増やすのと、感染者が減ってきたということで隙間（差）がずいぶんできてきたということがございます。

医療機関がこのような対応をするのに、通常の医療に支障がないようにということと、感染症に対する対策をするようにということに底辺非常時の対応をするということで、今後とも工夫はありますけれども、議員がお述べになりました経営状況の悪化も踏まえて、医療機関全体のことを考えなくてはいけないという風には思います。感染症対策の医療と通常医療と、なるべく窓口から導線から分離をしてやっていくというのが基本になると思います。現場の工夫もいると思いますが、県は物資の支援とかいろいろな仕組みについて気が付くところは全面的にご支援していきたいと思っております。

山村幸穂議員 全面的に支援ということが、どのような全面的なのかということがあります。私が聞いておりますのは、医療収入がものすごく減っている中で、4月5月の診療報酬が入るのは6月7月。なのでここで倒産してしまうか、あるいは借り入れをおこないまして、それで5年間猶予があるからその5年間、持ちこたえてもその後、つぶれるかというほどひっ迫した状況に落ち込んでいるという状況があるので、そこをなんとかしてほしい。もちろん国に対して強く要望されておりますけれども、その応援を県としてやっていただきたいということでもあります。

私が思っているのは、重点医療機関、協力医療機関という形で県が区別をされておりますが、そうではなくて、民間の開業医さんであっても様々な形で患者さんを受け入れて、大きく貢献をいただいておりますので、対象はやはり、すべての医療機関だと思うんです。総力であたらないと、奈良県のようなところで、第2波がきたときに持ちこたえられなくなるというふうに思います。

例えば今後、秋になると、どの医療機関にも風邪やインフルエンザ、発熱患者がどんどん来られることになると思います。そういう時にどうやって対策をちゃんととっていくことができるのかという時に、1つでも病院が欠けていくということになりますと、大変なことになるので、総力で一体として頑張れる、そういうメッセージを県が発してほしいというふうに私は思っているんです。その点はいかがでしょう。

荒井正吾知事答弁 質問の趣旨がよりわかりました。このようなコロナ時代の通常医療の業務への影響という点だろうかと思います。通常経営がたいへん悪化しているというふうに、うわさとしては聞いておりますので、それを今度ちゃんと調査しようということが、先ほど、申し述べたところでございます。実態調査から始めようということでございます。

県独自の調査でございますが、調査結果の分析をおこなって、どのように悪化したのかを調査して、それを防ぐ手はあるのか、あるいは国など要請する手法はあるのかということのを至急に検討したいと思っております。

実態が詳細にわからないまま、どこをどうこうということはなかなか言えないということが実情だと思っています。診察を控えられた患者様の方で、例えば、外出自粛がありますと、糖尿病とか腎臓病の通常の診察も自粛の対象なのかと思われたのではないかと想像いたします。そういたしますと通常やっております透析治療などが減っているのかなどやはり調査をしてみたいと思うような項目でございます。その結果、診療報酬の収入が減ってきたということにつながっているのかどうか、各地域で、やはりエビデンスをもって調べてみたい。それを国に突き付けて、これをどうするのかということをお申し述べていく役目は果たしていきたいと思っております。

山村幸穂議員 ぜひとも、その役割を果たしていただきたいと思っています。やはり私はすべての医療機関を取り残さないということで、総力戦でたたかっているということについて県が腐心をしていただくということが大事だと思っています。

北海道などでは医療従事者等の派遣関連経費の予算を計上しています。感染者が出ると一時的その病院は大変なことになります。そういうときに、他の病院からスタッフを派遣することができる。それを県のお金で支援をして、そういうやりくりを地域全体で支えていこうというようなことをやっていこうというようなことを聞いております。奈良県はやはり、一丸となって県民の命を守るための医療の体制というのを、知事はいろいろ率先してやっていただいておりますけれども、これを結実させて行っていただくということでの期待を述べさせていただきます、質問を終わります。

3. 地域経済の活性化に向けた中小企業や個人事業主への支援について

山村幸穂議員 地域経済の活性化に向けた中小企業や個人事業主への支援について、産業・観光・雇用振興部長に伺います。

新型コロナウイルスの感染症拡大が、海外に依存する脆弱な日本経済の実態も浮かび上がらせました。外国人観光客なしには、地域経済が成り立たないほどとなり、輸入部品が途絶えて、製品が作れない状況も生まれています。

この危機を契機に、本県においても、中小企業の緊急実態調査や、検討委員会の設置などによる調査・検討を行った上で、食糧、再生可能エネルギーを地域で自給して、農業・林業・中小業者を地域経済の柱にすえて、人・モノ・資金を地域で循環させる経済へと転換すべきと考えます。

県内の地場産業に携わる事業者にお話を伺いましたが、売り上げのほとんどがストップしており、国の持続化給付金や雇用調整助成金を申請して、事業の継続や従業員の雇用をなんとか持ちこたえているが、この状況がいつまで続くのか、不安を訴えておられます。これまでとは違った分野の新たな商品の開発に取り組んだり、販売形態を変えたり、懸命に努力しておられます。

消費税減税を望む声も多数寄せられました。

営業自粛要請にこたえた事業者への県の協力金については、同じ地域で営業していても、業種によっては対象にならない場合があります。しかし、お客が来ないために、営業を休まざるを得ない状況は、どの業種においても同様であることから、事業者からは、業種のわけへだてなく救済してほしいとの切実な声が寄せられています。

一方で、政府による「新しい生活様式」への転換の呼びかけは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すでに大きなダメージを受けている小規模事業者や個人事業主にとっては、更なる経営難に陥ることになるのではと懸念されます。

県では、国の交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」に対応した事業者の取組に対し、新たな支援策を実施されるとのことですが、この制度は、中小企業、零細企業、個人事業主もふくめ、すべての方が利用しやすいものであるべきだと考えます。「新しい生活様式」への転換にあたっては、地域のすべての事業者に支援が行き届き、一人も取り残さないように、対応が求められます。

そこで、産業・観光・雇用振興部長にお伺いします。今後の地域経済の活性化を図るには、中小企業や個人事業主の経済活動への新たな支援について、広く周知し、活用を促すべきだと考えるが、どのように取り組まれるのでしょうか。

谷垣産業観光・雇用振興部長答弁 県では県内事業者の経済活動への新たな支援として、今議会に提案させていただいております補正予算におきまして、感染防止対策やインターネット販売の活用、テレワークの導入などを支援する経費として10億円を計上しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により調達が困難となった部品を自社で製造するための設備導入など先駆的な投資への支援として別途、10億円を計上しております。

これらの事業概要については、制度の概要や補助対象となる取組の例示や問い合わせが多いと予想される項目などについて県ホームページに掲載する予定をしております。

あわせて市町村や経済団体を通じて案内するほか、県内の商工会議所、商工会、よろず支援拠点などと連携し、積極的に県内事業者への周知を図ってまいります。また、県内事業者の活用を促すため、着手済みの事業につきましても、一定期間さかのぼって補助対象とする予定としてまいります。あわせて申請者の事務軽減に資するよう申請書類については可能な限り簡素化を図る方針でございます。

今後、早急に制度の詳細を決定し、できるかぎり早く応募が開始できるよう努めてまいります。

4. 文化芸術分野への支援について

山村幸穂議員 文化芸術分野への支援について、文化・教育・くらし創造部長に伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大による政府の自粛要請で、音楽・映画・演劇・伝統芸能、舞踏などのイベントや公演は中止を余儀なくされ、その損失は、5月末現在6900億円になるともいわれています。(チケットぴあ総研調べ)

実際に、奈良で活躍されているオーケストラの方に伺いましたが、団員は、それぞれ個人で、演奏指導や公演活動などで生活をしており、自粛によって収入の道が途絶えている。日ごろの練習があってこそその仕事なので、思うように他の仕事に就けないと、苦境を訴えられています。

もともと日本では、芸術に対する評価は低く、公演料なども低く抑えられ、今回のコロナ対策でも、政府の支援は、一番後回しにされてきました。

しかし、音楽は、あの東日本大震災の時にも、人々の心を癒し、生きる勇気を呼び覚ました。音楽家の方々は、音楽は人生を豊かにする、なくてはならないものと誇りをもって活動されています。

今後、演奏会などを行う場合、「三密」を避けるために、入場者を半数に制限したり、感染防止策を厳重にとることが、主催者に求められます。これらの対策による収入減は避けられません。今後の活動再開に向けた支援が必要です。

そこで、文化・教育・くらし創造部長にうかがいます。奈良県の文化を支えて頑張る方が、苦境にある中、県文化会館の施設使用料を減額するなどの施策が必要と考えますが、今後の活動再開に向けて、県として、どのように支援していくのでしょうか。

吉田文化・教育・くらし創造部長答弁 先日の代表質問で知事も申し上げましたが、民間の芸術文化団体の活動再開を支援するためには、県が率先して活動の機会を創出することが大事だと考えています。そのため、例年実施している奈良県大芸術祭、障害者大芸術祭は新型コロナの感染防止対策の徹底を図り、工夫を凝らした内容で開催することを検討しており、現在、105の催事を予定しているところでございます。

また、国の二次補正予算により文化庁が文化芸術関係者や団体を対象に文化活動の継続や再開のための活動費に対する支援を準備されています。今月中に募集案内を発表する予定と聞いていますので、県内の文化団体などに確実にこの情報を届け、積極的な活用を促し、芸術文化活動の再開につなげてまいります。

このような支援制度もあることから、県文化会館の施設使用料にかかる減免については現在、障害のある方々の利用に限っておこなっていますが、新たな適用は考えず、この方針を継続してまいります。

5. 学校教育活動の再開にあたって

山村幸穂議員 学校教育活動の再開にあたって、教育長にうかがいます。

6月1日から、3か月ぶりに学校が再開されましたが、これまでに経験したことがない長期の休みは、子どもの心に大きなダメージをあたえています。学校に行っても、感染症対策のために、友達と近づいたらダメ、おしゃべりやふざけあいもダメ。先生とは触れ合えない。なんだか、子どもの楽しみがなんにもない、つらいことです。

新一年生のお母さんから、子どもが「楽しくない」「明日学校行きたくない」とつぶやいたりして、とても心配という声をお聞きしています。

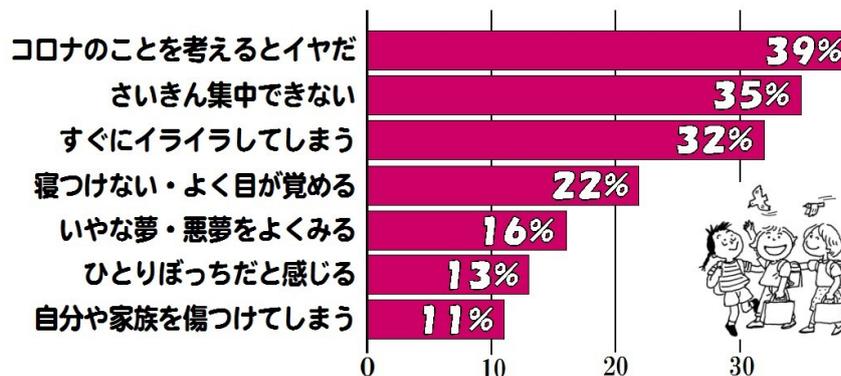
パネルをご覧ください。国立成育医療研究センターが全国の子どもたちにおこなった、コロナアンケートによる、子どもたちの心への影響が示されています。

こうした子どもを受け止める心理的なケアや、困難の背景にある福祉的支援の取り組みが重要です。

そこで、教育長に伺います。長期に及ぶ学校の臨時休業や学校再開後の環境変化等がある中、子どもたちの心身のケアをしっかりと行い、寄り添った支援を行うことが必要と思いますが、どのようにされるのでしょうか。



コロナ×子どもアンケート 子どものこころへの影響は？



出典：国立成育医療研究センター「コロナ×子どもアンケート」中間報告（2020年5月12日）から日本共産党奈良県会議員団が作成

学校再開直後の教室は、分散登校のため少人数でしたが、6月15日からの通常登校では、多くの学校で（中・高）一クラスの人数を抑えられず、過密になっています。県立高校では、教科によっては、40人以上の場合もあるときいています。

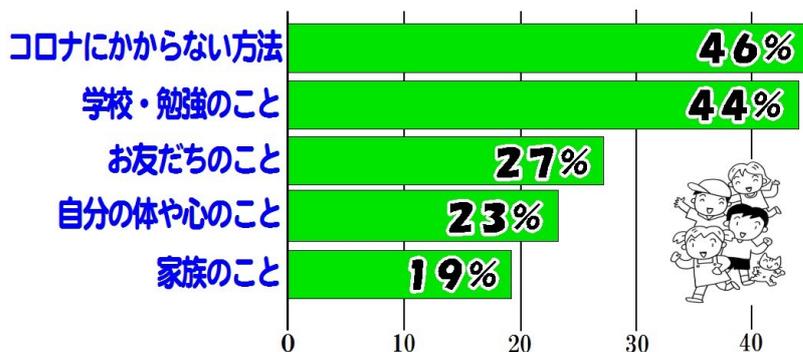
感染防止のために、人との距離を2メートル、最低でも1メートルあけることがコロナ感染症対策専門家委員会から、呼びかけられていますが、40人学級では、実際には距離をあけるのが難しい状況です。

パネルをご覧ください。コロナ・子どもアンケートでは、（国立成育医療研究センター2020・5）「子どもたちが相談したいこと」の一位は「コロナにかからない方法」です。40人学級で教室が過密となるこ

とに、教職員も、子どもも、保護者も不安の声を上げています。身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとして、社会全体が取り組んでいるときに、教室を例外にすることは重大な問題です。

そこで教育長に伺います。県教育委員会として、教室における新型コロナウイルス感染症予防対策について、どう取り組んでおられるのでしょうか。

コロナ×こどもアンケート こどもたちが相談したいこと



出典：国立成育医療研究センター「コロナ×こどもアンケート」中間報告（2020年5月12日）から日本共産党奈良県会議員団が作成

また、学習のおくれも心配です。子どもたちの置かれた環境によって、格差も生じていると心配されます。後れを取り戻そうとして、7時間授業や土曜日の授業、夏休み返上など、詰込みでは、かえって子どもたちのストレスを大きくしてしまい、成長にも影響するのではないのでしょうか。学習については、現場の教師が、次年度への先送りも含めて、学習内容を精選して、遊びや行事もバランスよく工夫していくことができるように、柔軟な教育を進めていくことが重要です。そのための環境整備が必要です。

コロナの感染から子どもたちを守ろうと、教職員の皆さんは、懸命にがんばっています。感染防止のための掃除・消毒、子どもたちの健康チェックなど、これ以上の仕事の負担は、過重な労働です。

このコロナ危機の中で、あらためて、少人数学級の必要性が明らかになりました。子どもへの手厚い柔軟な教育のためにも、命を守る感染症対策としても、学校に、教職員やスタッフを思い切ってふやし、20人程度の少人数学級を進めるべきだと考えます。

奈良県の現状では、小中学校すべてで30人学級とするには、少なくとも担任だけで約450人、約3億5000万円が可能です。

日本教育学会の「提言」

- 小学校3人、中学校3人、高校2人の教職員増（合計約10万人）
- ICT支援員、学習指導員を小中学校に4人、高校に2人配置（合計約13万人）

必要な予算 約1兆円

出典：「提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを一より質の高い教育を目指す改革へ」日本教育学会（2020年5月22日）から作成

政府は、教員の加配で教育を充実するとしており、奈良県でも、今回の6月補正予算で、国費で31人の加配を予定されていますが、小学6年生と中学3年生のみで、高校には加配はありません。

パネルをご覧ください。

一般社団法人日本教育学会が、子どもたちの学びを保障して、ストレスや悩みに答える学校づくりを進めるために、小学校3人、中学校3人、高校2人で、全国で教職員10万人、支援員などスタッフを13万人増員することを提案しています。そのために、必要な予算は、約1兆円というものです。

そこで教育長に伺います。教室における過密対策が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症対策や、子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、少人数学級編成を更に進め、教職員の増員を最大限努力していくべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

吉田教育長答弁（子どもの心のケアについて） 臨時休業が長引き、環境の変化に不安や悩みをかかえる児童生徒のストレス解消法の1つとして腹式呼吸等によるリラクゼーションの動画を教育研究所のホームページに掲載いたしました。また、学校には、ストレスによる児童生徒の心や体への変化の、その対応のポイントを示し、相談窓口を改めて児童生徒に周知するよう指示をしております。

学校再開時にはスクールカウンセラーがストレスチェック等によるスクリーニングを全児童生徒に実施をし、必要な支援をおこなってまいりました。特に福祉的な支援を要するケースに対しましてはスクールソーシャルワーカーが学校や関係機関と連携をし、児童生徒の置かれている環境の改善につとめております。加えてスクールカウンセラー等の緊急派遣、また来所等による相談体制も現在整備をいたしております。

今後は教育研究所に新たに設置をいたしました教育支援部が、児童生徒の心身の状況を把握するためにアンケートなどを二学期に実施をし、不安や悩みの解消に取り組んでまいります。

（教室における感染防止対策について） 県教育委員会では新型コロナウイルス感染症の予防策や学校教育の段階的再開への具体的な段取り等について取りまとめたガイドラインを策定をいたし、県立学校や市町村教育委員会へ周知をいたしました。

各学校におきましては、このガイドラインを参考に特に児童生徒の基本的な予防策としてマスク着用や手洗いの励行、家庭での毎朝の検温などの行動規範につきましては、一人ひとりが普段から心掛けるように指導をするとともに、家庭への啓発も行い、その徹底を図っております。また、教室における感染防止対策としては、密閉回避のための換気の徹底、密集回避のための1人を目安とした身体的距離の確保、密接回避のためのマスクの着用など三密をさけるとともに、ドアノブ等多くの児童生徒が触れる場所は1日1回以上消毒をおこなっております。

また、40人を超えて強化学習等を実施する場合は、空き教室を活用し、長時間、近距離で対面形式となるグループ学習を行う場合にはICTを活用するなど、感染防止のための工夫をおこなっております。

今後、学校での感染防止対策を継続しながら教育活動の充実を図り、子どもたちの健やかな学びの保障に勤めてまいります。

（今後少人数学級編成を推進し、教職員を増員すること） 現在、少人数学級編成につきましてはいわゆる義務標準法に基づきまして、小学校1年生で35人以下学級を編成をし、小学校2年生は国の加配定数を活用して35人以下学級を実現をいたしております。小学校1、2年生以外の学級の編成につきましては、国の加配定数を活用して、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に行っております。

今年度は少人数学級編成に小中学校125校で174人を配置をいたしております。また、課題別指導や個別指導など少人数指導に小中学校135校で220人が活用をされております。

このように県教育委員会では少人数学級編成などの個に応じたきめ細かな指導体制は義務標準法により算定される定数に基づき、整えるべきであると考えております。少人数学級編成の推進につきましては、今後も引き続き、全国都道府県教育長協議会を通じて国に対して要望をおこなうとともに、国の進展を見守りながら対応してまいりたいと思っております。

（了）